

大阪府最低賃金審議会総会

第360回本審議会議事録

1 日 時

令和6年8月8日（木） 10時00分～10時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出 席 者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、澤谷委員、清水委員、鈴木委員

（使用者代表委員）

柴田委員、丸山委員

（事務局）

志村労働局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、吉川主任賃金指導官、森内賃金指導官、本多賃金指導官、福井専門監督官、上地最低賃金係長

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告等について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について

（3）その他

(開会10時00分)

吉川主任

大変お待たせして申し訳ありません。ただいまから、大阪地方最低賃金審議会第360回総会を開催いたします。

はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員が2名の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、労働者を代表する土井沙織委員、使用者を代表する北畠委員、土井玲子委員、平岡委員、古谷委員は本日所用のため御欠席です。

それでは、衣笠会長、以降の議事の進行をよろしくお願いいたします。

衣笠会長

大変暑い中お集まりいただきありがとうございます。本日もよろしくようお願いいたします。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告についてに入ります。

専門部会の審議結果について事務局から、御説明をお願いします。

柴田課長

ただいまからお配りいたします大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧いただけますでしょうか。それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

令和6年8月8日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会 大阪府最低賃金専門部会 部会長 森詩恵

大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」(同日閣議決定)に配意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に、同部会において、慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員一任により、下記のとおりとする結論に達したため、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、答申したことを報告する。

公益委員は、本年度の大阪府最低賃金の改正金額を検討するにあたり、景気は緩やかに回復しているものの、円安傾向や原材料費高騰が続き、特に中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ不十分な状況を踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意し

て、三要素につき特に次の点を注視した。労働者の生計費については、消費者物価指数が依然高い水準で推移していること、勤労者世帯の消費支出が上昇していること、労働者の賃金については、実態調査等各種統計資料に基づく賃金上昇率が前年を上回ること、春季賃上げ妥結状況における上昇率が昨年以上に高い水準となったこと、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数がまだ高い水準であること、中小企業の業況判断はマイナス圏での推移であること、以上を総合的に勘案し改正金額を導いた。

効力発生の日の在り方については、労使で議論を尽くしたが、現行制度の枠組においては本審議会で一定の結論を得ることは極めて難しいことを確認した。効力発生の日については、令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づき改正最低賃金額の効果を速やかに波及させるために、令和6年10月1日とした。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正が企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月）の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

記

大阪府最低賃金

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,114円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。ただいま事務局から御説明がございましたが、何か御意見、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(意 見 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、次に、議事(2)の大阪府最低賃金の改正決定についてに入ります。

先ほどの報告のとおり、本年度の大阪府最低賃金の改正決定につきまして、専門部会において結論が得られましたので、最低賃金専門部会の決議に関する了解事項に基づき、最低賃金審議会令第6条第5号の規定により、大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の決議が審議会の決議となりますので、既に当審議会として答申しているところではありますが、再度、局長へ直接答申いたします。

吉川主任

会長、局長、指定の場所へ御移動をお願いします。

(会長から答申文を局長に手交する。)

吉川主任

会長、局長、席へお戻りください。ここで志村局長から、お礼の御挨拶がございます。

志村局長

ただいま、大阪府最低賃金につきまして、御答申をいただきましたので、一言御礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、暑い日が続く中、物価上昇による経済・生活への影響が顕在化する状況を踏まえ、連日にわたり御審議を御尽力いただき、答申を賜りましたことにつき、厚く御礼申し上げます。

現在は、本答申を踏まえ、異議申出に係る公示等、所定の手続きを進めているところです。また、当局といたしましては、引き続き、最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。

以上、簡単ではございますが御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

衣笠会長

それでは、議事（3）のその他に入ります。

まず、前回の総会で委員から御質問のございました、昨年度の答申文の附帯事項に対する取組状況に対して、事務局から御回答をお願いします。

柴田課長

お手元に令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組についてと題する資料を御準備ください。

前回質問ございました中で1点目、大阪労働局への要望の中にある⑥で実効性のある実施計画を作成しと記載されているが総会資料に添付されていなかった。また、履行確保の状況及び効果の検証はどうなっているかと御質問をいただきました。実施計画につきましては、検証会や専門部会資料には添付しておりましたが、前回第359回総会資料には添付しておりませんでしたので、今回配布した資料の16ページに再度添付いたしました。続いて効果の検証でございますが、実施計画書に基づきまして、最低賃金の周知広報、中小企業支援対策の利活用の促進につきましては、前年度の取り組みに加えて、新たな取り組みとして、メーリングリストの活用によるPDFデータ等の提供、それからYouTube、Xによる情報発信を行っております。資料では5ページ、7ページに記載しております。

資料12ページでございますが、業務改善助成金を知ったきっかけを調査したアンケート結果を追加しております。令和4年度は厚生労働省・労働局のホームページをきっかけする回答が19%でしたが、令和5年度は21%となっております。YouTubeにおいても1%から7%、その他ポスター・パンフレット・リーフレット見た等のきっかけを含めた労働局関連では28%から33%へ5%の増

加となっております。また、重点監督時には最低賃金に関する認識についても確認しておりますが、その中で適用される最低賃金を知っているかということを確認しております。これにつきまして、令和4年度は89.9%でしたが、令和5年度は92.9%まで増加しております。

履行確保という点でございますが、資料の9ページを見て頂ければと思います。違反率ですが、前年度と比較しまして2ポイント減少している状況でございます。そして、周知広報と利活用の促進につきましては、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの利用件数、厚生労働省関連の支援策の活用件数、経済産業省関連件数は資料11、12ページの表をご覧いただければと思いますが、全体で増加している状況でございます。

以上のことから、一定の効果はあったと考えておりますが、引き続き最低賃金額の周知と支援対策の利活用の促進は行っていきたいと考えております。

次に、資料11ページに業務改善助成金の活用件数を記載しておりますが、大阪には約27万社の中小企業がございます。予算がいくらでその執行率はどうなのかと御質問がありました。確認いたしましたところ、大阪の予算示達は約15億円、支給金額は約12億円で予算に対して80%でございました。

同じく11ページのキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の計画件数986件となっておりますが、対象となっている労働者とはという御質問がありました。助成金センターに確認いたしますと、令和5年度の計画数でございますが四千数百人程度と回答をいただいております。

続きまして、資料15ページを御覧ください。現在の取組状況等について厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図ると記載しておりますが、この取組がいつを指しているのかと御質問がありました。回答としては、令和5年度の取組状況につきましては令和6年2月に厚生労働省本省に報告をしております。そして予算につきましては、昨年度より10%増となっております。

最後の質問ですが、昨年8月5日の総会の場で周知広報の予算についてお話をいただいておりますが、今回回答しましたとおり、昨年度より10%増となっております。

事務局からの回答は以上です。

衣笠会長

詳しく御説明いただきありがとうございました。

ただいまの御説明について何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

(意 見 な し)

衣笠会長

ありがとうございました。

続きまして、大阪府最低賃金の今後の手続について、事務局から説明をお願いします。

吉川主任

大阪府最低賃金の今後の手続について御説明申し上げます。

8月1日付けで、審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示をいたしました。異議申出の締切日は8月16日（金）となり、異議申出がございますと、8月21日（水）に開催予定の第361回総会におきまして、異議申出について諮問し、御審議をお願いすることになります。

事務局からの説明は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明について何か質問等ございましたらお願いします。

(な し)

衣笠会長

最後に、労働者を代表する委員は何かございませんか。

使用者を代表する委員は何かございませんか。

事務局から何かございますか。

柴田課長

事務局からは特にございません。

衣笠会長

そうしましたら、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

次回の総会は、異議申出があれば8月21日水曜日午前10時から開催することといたします。

各委員の皆様には大変暑い中、御苦勞さまでした。

それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会10時30分)